言代用信託とリバースモーゲ-

高齢社会における自立のために-

の管理・運用について専門 だろうか。特に背景とし り、自分の死後はその財産 者のニーズを優先して行な を自分を支えてくれた家族 に運用し、豊かな生活を送 築き上げた財産を安全確実 われる。高齢者は、生前に などさまざまであり、利用 産を散逸させたくないなど の人物に承継させたい、財 家を介して行いたい、特定 倒産隔離機能がある。 管理機能、②転換機能、 いと考えているのではない に争うことなく分け与えた 信託の利用目的は、財産

2015年には、3277 が国の高齢者人口は 速い。このままでいくと我 めには、年齢を重ねる上で うと予測されている。 る割合は26%となるであろ 万人となり、総人口に占め 齢化の進展速度(注3)が この高齢社会を支えるた

の先進諸国と比較しても高 て、我が国においては、他

> 問題はこればかりではな 思でいかに活用するかにか かってくる。また、高齢者 ックを原則として自らの意 高齢者が備蓄してきたスト 産管理運用におい

処分などをすることをい

う。この信託には、三つの

基本機能 (注2)、①財産

従い、受託者は受益者のた

者が受託者に財産を移転

信託とは、一般に、委託

フロー所得が減少していく

問題の所在

(注1)し、信託の目的に

めにその財産の管理または

遺言代用信託

3

2

中の受益者とし、自己の子 のある信託(信託法第99条 ち「委託者の死亡の時に受 4)、死因贈与に類似する うとするものであり(注 おける財産分配を達成しよ 係る給付を受ける旨の定め または「委託者の死亡の時 する旨の定めのある信託 定された者が受益権を取得 機能をもっている。すなわ 亡後の受益者」とすること て、委託者自身を自己生存 自己の財産を他人に信託し があるが、これは、生前に 以後に受益者が信託財産に (信託法第90条1項1号)」 益者となるべき者として指 によって、自己の死亡後に するいわゆる遺言代用信託 配偶者その他の者を「死 信託の方法の一つとし 信託法第90条を根拠と の死亡によって効力を生ず の権利は有しない(信託法 のは、受益者の受益権は、 者には受益者の変更権を認 れているところから、遺言 結しておいて、その効力が れば、生前に贈与契約を締 と規定されている。換言す 関する規定を準用する。」 めている。また、特徴的な 代用信託においても、委託 ことができると一般に解さ つでもその贈与を取り消す 与にあっては、贈与者はい る (注6)。また、死因贈 するものと定める贈与であ 贈与者の死亡の時から発生 質に反しない限り、遺贈に 第9条第2項) ことであ 委託者が死亡するまで、そ る贈与については、その件 554条によれば「贈与者 他方、死因贈与は、民法

継続が、現役時代と同様に たようにその贈与の意思の 高齢者の問題は、前述し ないが、以下のように、異 ジ制度自体、我が国におい なる点が非常に多い。 ただ、リバースモーゲ

財産を超える余剰分は、

それぞれの制度が、

限ら

検討した。

死亡後にその財産をもって を担保として、その返済は

行うことである。もちろん

とができる。

受益者を自由に変更すると 委託者は、死亡後 (注5)

涉 [武蔵野] 者が社会が制度をもってし は個人差はあろうが、その かにある。これらの諸問題 は、この財産を預かる受託 って、この社会にあって くのが普通である。したが 能力は加齢に伴い落ちてい ちろんである。 っかりと監視することはも

て、正常な判断能力をどこ

正常な判断のもとで行なえ

事におくるための高齢者に と近年、生活支援のための おける遺言代用信託の活用 検討するものである。 の比較を中心として以下に に至るまでの生活を平穏無 バースモーゲージの活用 小稿では、生前から死後

まで維持することができる 託法4条2項)、信託財 は、その効力が当然に遺言 託があるが、遺言そのもの 視機能として、遺言代用信 は心もとないため、管理監 ある。生前の財産管理は、 者の死亡時以後に生じ(信 得ないため、その財産管理 自己の判断で行なわざるを きなくなることが怖いので 症などによりその判断がで なわち、加齢に伴い、認知 にあっては、委託者の死亡 託と類似するものに遺言信 方策となる。 託を利用することも一つの るかということである。す さらに、この遺言代用信

時以後に受託者に移転する 3

リバースモーゲージ

入金の清算にあてるといっ 家に住みながら、その財産 手である高齢者が自らの持 資)であり、これは、借り は、財産はあるがその運用 る医療費支出の増大、また た仕組みの金融商品であ は、その財産を売却し、借 の金銭を借入れ、死亡後に ースモーゲージ(逆抵当融 導入をはじめたのが、リバ 自治体の一部が9年代から 合がある。この場合、地方 や管理がうまくいかない場 い、あるいは病気などによ 金の流入が思ったより少な を担保に老後の資金として て年金暮らしにともない現 高齢者の財産的特長とし

入れであることには違いは 通常の住宅ローンとは借 人など、持ち家はあるが、 リバースモーゲージ 住宅ローン 入目的 生活費(注7)の補てん 住宅の購入 入 毎月一定額 (分割融資) -括借入 金 死亡後一括返済 返済方法 毎月分割返済 (生存中は返済を猶予) 保 物 一戸建て(注8) 建築、購入不動産

難い。我が国の現行のリバ 端がうかがわれる。 た一般資金融資プランに過 ースモーゲージ制度のほと て、成熟しているとは言い ているところからもその ぎない(注9)とも言われ んどが、住宅に担保設定し

ているのが、一人暮らし老 さて、地方自治体で進め

本はそのままにして、果実 違いは、遺言代用信託が元 委託者に帰属する。顕著な 療費などの補てんは当然に 金の分割による生活費、 る。また、生存中の財産に 権利を有させないことにあ い)には、受益者としての 当初から受益者は存在しな ずれも受益者(後者には、 にあり、反対にリバースモ 分を委託者が享受すること よる運用益、あるいは貸付 ろは、委託者が生存中はい モーゲージの共通するとと -ゲージは、財産そのもの 遺言代用信託とリバース 医

このことが、デメリットと 生前には、その効力は発生 おいて、利害関係者が複数である。遺言執行手続きに たん受託者に帰属し、委託 こととなる。したがって、 あり、これを未然に防ごう れる収益をその目的のため て、運用し、そこから生ま 者の信託目的にしたがっ なる。すなわち、遺言信託 は、遺言者の死亡による。 せることにつながることが いる場合には問題を生じさ に使用する義務を負うもの にあっては信託財産がいっ しないで、信託関係の成立 うより、福祉政策としての 生活が困窮している人々に 生活支援・自立支援対策と 勧めており、相続対策とい れも問題がないわけではな い。借り入れが上限額に達 しての位置づけである。こ

の抜本的な不動産対策が求 う。後者については、政府 対応できる仕組み作り、 り、長生きをした場合の対 括返済を求められる。つま 組みを構築すべきであろ 活支援など、公的支援の枠 しまった場合の住み替えに ては、限度額を使い切って 落などもある。前者におい 産不況による担保価値の下 る住宅の寿命の短さや不動 応である。また、担保とす した場合は原則として、一

面での自活であり、長年住のメリットとしては、金銭 反対に制度を利用する側 結語に代えて

とその手当が大事な要素と よる監視、リスクの回避策や地方自治体や関連団体に が生活の自立のために信なる。本稿では、特に高齢 l 加え、制度の整備、政府 l 活の為には、自身の意思 会に定着していくかどう のになり、これが今後 制度が一般庶民にとっ が課題である。高齢者の 制を含め使い勝手のよ 信託法の改正により、

託を使うのか、もう一方 いる不動産担保を中心とし を使うのかといった点を比りバースモーゲージ制度 各地方自治体で進めて

自己信託(信託宣言)においては、財産の移転がない。信託法第3条第3項。 ①財産管理機能は、自己信託を除き、受託者が財産を管理・処分する権利を持つ。②転換機能は、受益者が受益権により信託からの利益を享受すること。③倒産隔離機能 注2

は、信託財産を委託者、受託者の倒産リスクから守る機能をいう。 65歳以上の高齢人口の全人口に占める割合が 7 %から14%に到達するまでの年数(倍化年数)を言う。

新井誠「信託法【第3版】」有斐閣、2008年3月、169頁。 米国で行われている撤回可能生前信託(revocable living trust)は、委託者の生前から設けられるトラストであるが、委託者の意思次第でいつでも撤回な可能な信託であって、本来の信託の構造からは外れるものではあろうが、遺言検認(Probate)といった裁判所が遺言を法定の様式にしたがって行われているかを確定する一連の手続きであり、これには、費用がかかり、手続きが煩雑であるため、これを避けられるメリットがあり、一般的に利用されている。新井誠、前掲書、78-82頁参照。 我妻榮、有泉亨、川井健『民法 2 債権法 第二版』勁草書房、2005年 4 月、271頁。 注5 注6

部の銀行などが行っているリバースモーゲージの場合、事業用を除き、その使途が自由であるが、福祉公社などがおこなっているものは、生活費などに限定されており、 福祉の色合いが強い。 財団法人武蔵野市福祉公社の場合、マンションは、占有面積が50㎡以上、契約時、築年数13年以内であれば、対象物件となる。武蔵野市福祉資金貸付条例施行規則第3条(1)

倉田剛『リバースモーゲージと住宅』日本評論社、2002年8月、7頁。

注 9

新井誠、前掲書、469頁。

される。 IJ は、 高齢者の自立といった点で 自治体で行うリバースモー Qた点では共通しているもの 今後の積極的な活用が期待 の色合いが強い。ただし、 ゲージは、福祉対策として れた財産の有効利用といっ バースモーゲージにせよ 遺言代用信託にせよ、 信託は財産承継、地方

生 からである。根抵当方式で却処分をすることができるにたって、市場を介して売 10)。これは根抵当権設定 おこなわず、実質的には信 いった場合、信託方式であ Jとろから信託利用方式 圧できることである。こう れている。その理由は、 処分が比較的容易である をとるが、受託者は信託 を含めておくことによっ 託方式の中に不動産の 、式でも可能であるが、担 が融資についての担保的 ・動産の管理を原則として 能を営むのである(注 てもそれが可能である。 続けた住宅にそのまま居 受託者が売り主の立場 処 が

得る必要があり、 られば、相続人等の同意を

使い勝手